



令和7年度 牧之原市不妊治療医療費助成のご案内

市では、不妊治療費の保険適用後も、一般不妊治療費と生殖補助医療費を一括して独自に助成をしています。また、保険診療を併用できる先進医療費や保険適用回数を超える不妊治療費についても助成をします。

■対象者 (1) ~ (5) のすべてに該当する方

- (1) 不妊治療を受けた夫婦で、不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
- (2) 妻の治療開始年齢が43歳未満の夫婦
- (3) 市民税等を滞納していない夫婦
- (4) 法律上婚姻している夫婦（事実婚関係になるものも対象とする）
- (5) 夫または妻、もしくは両者の住所が牧之原市にある夫婦

■助成の対象となる不妊治療

- ・一般不妊治療：タイミング法、人工授精
- ・生殖補助医療：体外受精、顕微授精、男性不妊の手術

※保険診療を併用できる先進医療費を含みます。

※第3者（精子・卵子等）を用いた不妊治療や保険診療をしていない医療機関での治療は対象外です。

医療費が高額となる場合は、
限度額認定証を医療機関へご
提示の上、受診ください。

■助成の内容

- ・医療機関の窓口で一旦医療費を支払い、後日申請する償還払い
- ・不妊治療費自己負担額※から高額療養費・付加給付額・他法公費負担額を除いた額の2分の1を助成
- ・1年度夫婦1組あたりの助成限度額は30万円
- ・助成年度・回数は制限なし

■申請に必要なもの

- ① 不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
※申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です。
- ② 一般不妊治療受診等証明書、又は生殖補助医療受診等証明書
- ③ 不妊治療に係る医療費の領収書原本
- ④ 同意書
- ⑤ 県の助成金交付決定通知書
※保険適用の生殖補助医療と併用して実施の先進医療を受けた場合は、不妊治療費（先進医療）助成金を県へ申請し、県から届いた助成金交付決定通知書を持参ください。
※県へ申請の場合は、県窓口へお問い合わせください。
- ⑥ 高額療養費、付加給付金、他法公費負担等の給付がある場合は、それぞれの決定通知書
例)「医療費と給付金のお知らせ」、「健康保険給付金交付決定通知書」等（健康保険組合等から発行）
- ⑦ 事実婚関係に関する申立書（事実婚関係のときのみ）
- ⑧ 振込先の通帳
※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状と印鑑が必要
- ⑨ 健康保険証

自己負担額※とは
・保険適用3割負担分
・保険適用の回数制限を超えた10割負担分
・先進医療10割負担分

■申請期間 不妊治療終了日の翌日から起算して1年以内

県へ助成金を申請する場合は、市への申請期限に間に合うよう、申請をお急ぎください。

問い合わせ：健康推進課 (TEL) 0548-23-0027